

館林市市有財産自動販売機設置に係る仕様書

1 自動販売機の貸付場所及び貸付面積等

物件番号	施設名・所在地 (貸付場所)	連絡先	設置台数	貸付面積
1	分福公民館 館林市分福町 847-7	分福公民館 Tel0276-75-2288	1 台 (屋外)	1.34 m ²
2	三野谷公民館 館林市上三林町 113	三野谷公民館 Tel0276-73-4062	1 台 (屋外)	1.34 m ²

※現況と仕様書に相違がある場合は、現況を優先します

※各施設における設置場所については別添図面を参照。事前に設置場所をご確認ください。

2 設置期間

令和 8 年 1 月 5 日から令和 10 年 7 月 31 日まで（更新なし）

※施設の修繕・改築等により、上記期間が短くなる場合や設置場所の移動が生じる場合は、市が設置者に対して事前に文書で通知し、設置者は市の指示に従うものとする

※公民館年末年始休館日は、12月28日から1月4日まで

3 販売商品の種類等

- (1) 種類…原則として、缶、ペットボトル、紙パック等の密閉式の容器に入った飲料（ジュース、茶、水、牛乳、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、指定されたもの以外の飲食物類等、酒類及びたばこの販売は認めない
- (2) 価格…標準販売価格（定価）以下とする

4 設置する自動販売機の規格及び条件

- (1) 大きさ及びデザイン
 - ①大きさ 現場のスペースに貸付面積内で設置可能なもの
 - ②デザイン（外観色を含む） 周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする
 - ③災害対応型自動販売機の設置には、災害対応型であることを表示すること。また、別に覚書を締結する。
- (2) 環境対策

自動販売機は、ノンフロン対応であり、省エネタイプなど消費電力の低減に資する技術等を導入した機種の選定に努めること。
- (3) 安全対策
 - ①転倒防止 「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じること
 - ②食品衛生 「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生

に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない

- ③防犯 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪防止に万全を尽くすこと。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めるものとする

(4) 使用済み容器の回収

①回収ボックスの設置

原則として自動販売機1台に1個の割合で自動販売機脇に設置する

②回収ボックスの規格

ア 素材 プラスチック製又は金属製で、蓋付きのものとする

イ 容積 回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしない十分な収用容積とする

ウ その他 収用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ごみが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ごみの混入防止を図る

③使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に処理する

5 自動販売機の設置及び管理運営

- (1) 本体規格については、原則として貸付面積内のものとする
- (2) 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を行い、その際には建物の躯体に負担のかからない方法で設置すること
- (3) 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと
- (4) 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと
- (5) 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めること
- (6) 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置者の責任において対応すること。
また、自動販売機の故障時等の連絡先を本体に明記すること
- (7) 設置者において、自動販売機の電力使用量を測定する電力量計(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限る)を設置すること
- (8) 電源から回線工事が必要な際は、設置者において行うこと。

6 費用負担等

(1) 賃借料

賃借料は、自動販売機の売上額に歩合率を乗じて得た額に別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨

てた額とする。また、契約期間中に消費税等の税率が変動した場合、市は変動後の税率を適用して請求できるものとする（屋外の物件については、消費税は加算されない）。なお、賃借料は市が発行する納入通知書により、指定された期日までに納入すること。

(2) 設置及び撤去

自動販売機の設置、交換、維持管理、撤去（原状回復を含む）等に係る一切の費用は、すべて設置者の負担とする。また、電気使用量を計測するための専用メーターを設置する費用も同様とする。なお、設置にあたっては館林市の指示に従うものとする。

(3) 電気料

電気使用量を計測するための専用メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限り）により計測した使用電力量に基づき、市が計算した額とする。なお電気料は、市が発行する納入通知書により、指定された期日までに納入すること。

(4) 売上報告

売り上げ本数（個数）及び売上金額を、月ごとに取りまとめ、翌月の15日までに報告すること。

7 設置場所の返還

(1) 次に該当するときは、契約を解除又は変更することがある。なお、契約に定める義務を履行しないため契約を解除する場合は、納入済みの賃借料は還付しない

- ① 公共事業等のために必要になったとき
- ② 設置者が、契約の条件若しくは法令に違反したとき

(2) 設置者は、(1)の契約の解除又は変更により設置場所の返還の指示を受けたときは、直ちにその指示に従わなければならない

8 特記事項

(1) 災害時の対応

災害等により災害対策本部からの要請があった場合は、自動販売機内の在庫飲料等は無償で提供すること。

(2) 自動販売機による事故

市の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負うこと。

(3) 商品の盗難及び破損

- ① 市の責に帰することが明らかな場合を除き、市はその責を負わない
- ② 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は棄損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない

(4) 設置台数の見直し

各施設における自動販売機の利用状況等により、同一施設内に自動販売機を追加（増設）することがある。

(5) 禁止事項

- ① 貸付物件を指定用途以外の用途で使用する

② 貸付物件を第三者に転貸、又はそれに類似する行為をすること

③ 本件契約を第三者に譲渡、又は他の権利を設定すること

(6) その他

この仕様書に定めのない事項又は、疑義が生じたときは、双方協議のうえ定めるものとする